

門真市
第2期 特定健康診査等実施計画



平成25年3月

門真市保険年金課

目 次

第1章 計画策定の意義

第1節	背景及び趣旨	1
第2節	特定健康診査等の対象となる生活習慣病	1
第3節	本計画の法的位置づけ	1
第4節	基本理念	2
第5節	計画期間	2
第6節	計画の目標値	2

第2章 数値から見る現状及び課題

第1節	特定健康診査等の実施状況	3
第2節	診療報酬請求書（レセプト）等から見る疾病及び受診状況	9
第3節	医療費分析の結果	13

第3章 基本的考え方

第1節	特定健康診査	19
第2節	特定保健指導	19
第3節	特定健康診査等の実施における個人情報保護	19

第4章 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

第1節	特定健康診査等の実施に係る目標	20
第2節	特定健康診査等の対象者数に関する事項	21
第3節	特定健康診査等の実施方法に関する事項	23
第4節	特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項	28
第5節	特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項	28
第6節	その他	29

参考資料①

第1章 計画策定の意義

第1節 背景及び趣旨

わが国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかしながら、急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など大きな環境変化の中、国においては、国民医療費の増大に適切に対処する観点からも、医療保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、構造改革が求められている。

このような状況に対応するため、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、医療保険者に対して、40歳以上75歳未満の被保険者を対象とする糖尿病、高血圧症、高脂血症、肥満症等（以下「糖尿病等」という。）の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施が義務付けられたところである。

門真市においても、平成20年3月に門真市国民健康保険に加入する被保険者に対して実施する特定健康診査等の実施に関する基本的な事項並びに成果に係る目標に関する基本的事項について定めた「門真市特定健康診査等実施計画」（第1期計画 計画期間：平成20年度～24年度）を策定し、事業を実施してきたところである。

本計画は、第1期における特定健康診査等の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第2期計画を策定するものである。

第2節 特定健康診査等の対象となる生活習慣病

特定健康診査等の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群となる。

これは、内臓脂肪型肥満が共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高まる。そのため内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクを低減する考えを基本としている。

第3節 本計画の法的位置づけ

医療保険者による特定健康診査等の充実を図る観点から、市は、法第19条の規定に

に基づき、特定健康診査の具体的な実施方法や、特定保健指導の実施及びその成果に関する目標を定めた、5年ごとに5年を1期とする特定健康診査等の実施に関する計画（以下、「特定健康診査等実施計画」という。）を定めるものとされた。

そのため、門真市は平成20年度から24年度までを第1期とする門真市特定健康診査等実施計画に基づき、糖尿病等の生活習慣病の予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施した。さらに、平成25年度から29年度の第2期においても、国の「特定健康診査等基本指針」に合わせて、第2期特定健康診査等実施計画を策定する。

第4節 基本理念

近年、わが国で増加傾向にある肥満者の多くが糖尿病、高血圧、高脂血症等の危険因子を複数併せ持ち、危険因子が重なるほど、心疾患や脳血管疾患を発症する危険が増大することが明らかとなってきた。これは内臓脂肪型肥満を共通の要因として、内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としている。

このため、今後の特定健康診査等は、内臓脂肪症候群の該当者・予備群を減少させ、被保険者等の生活の質の維持及び向上を図るため、その対象者を的確に抽出することを最優先させるものとする。

第5節 計画期間

この計画は、法第19条第1項の規定に基づき、5年を1期とし、第2期は平成25年度から29年度までとし、5年ごとに見直しを行う。

第6節 計画の目標値

この計画の実行により、内臓脂肪症候群の該当者・予備群を平成29年度までに25%減少（平成20年度比）することを目標とする。

第2章 数値から見る現状及び課題

第1節 特定健康診査等の実施状況

1 特定健康診査等の対象者

門真市の人口は、平成24年1月1日現在で129,272人、このうち、国民健康保険の被保険者は、44,394人である。

また、特定健康診査等の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者は29,107人（平成24年4月1日現在）で被保険者全体の約65%以上を占めている。

2 特定健康診査等の実施状況

平成23年度に実施した特定健康診査等の対象となる40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者の受診率は32.8%である。

年齢区分別の受診状況は、以下のとおりであるが、特に40歳代から50歳代前半の男性の受診率が低い等の状況が見える。

平成23年度国民健康保険加入者の性・年齢別受診状況

年齢 (歳)	男			女			計		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
40-44	1,600	242	15.1%	1,210	251	20.7%	2,810	493	17.5%
45-49	1,140	181	15.9%	907	194	21.4%	2,047	375	18.3%
50-54	958	159	16.6%	775	184	23.7%	1,733	343	19.8%
55-59	1,125	231	20.5%	1,147	276	24.1%	2,272	507	22.3%
60-64	2,262	560	24.8%	2,734	965	35.3%	4,996	1,525	30.5%
65-69	2,642	934	35.4%	3,273	1,467	44.8%	5,915	2,401	40.6%
70-74	3,023	1,271	42.0%	3,658	1,770	48.4%	6,681	3,041	45.5%
計	12,750	3,578	28.1%	13,704	5,107	37.3%	26,454	8,685	32.8%

※平成23年度法定報告値より引用

平成 23 年度門真市特定健康診査受診者集計

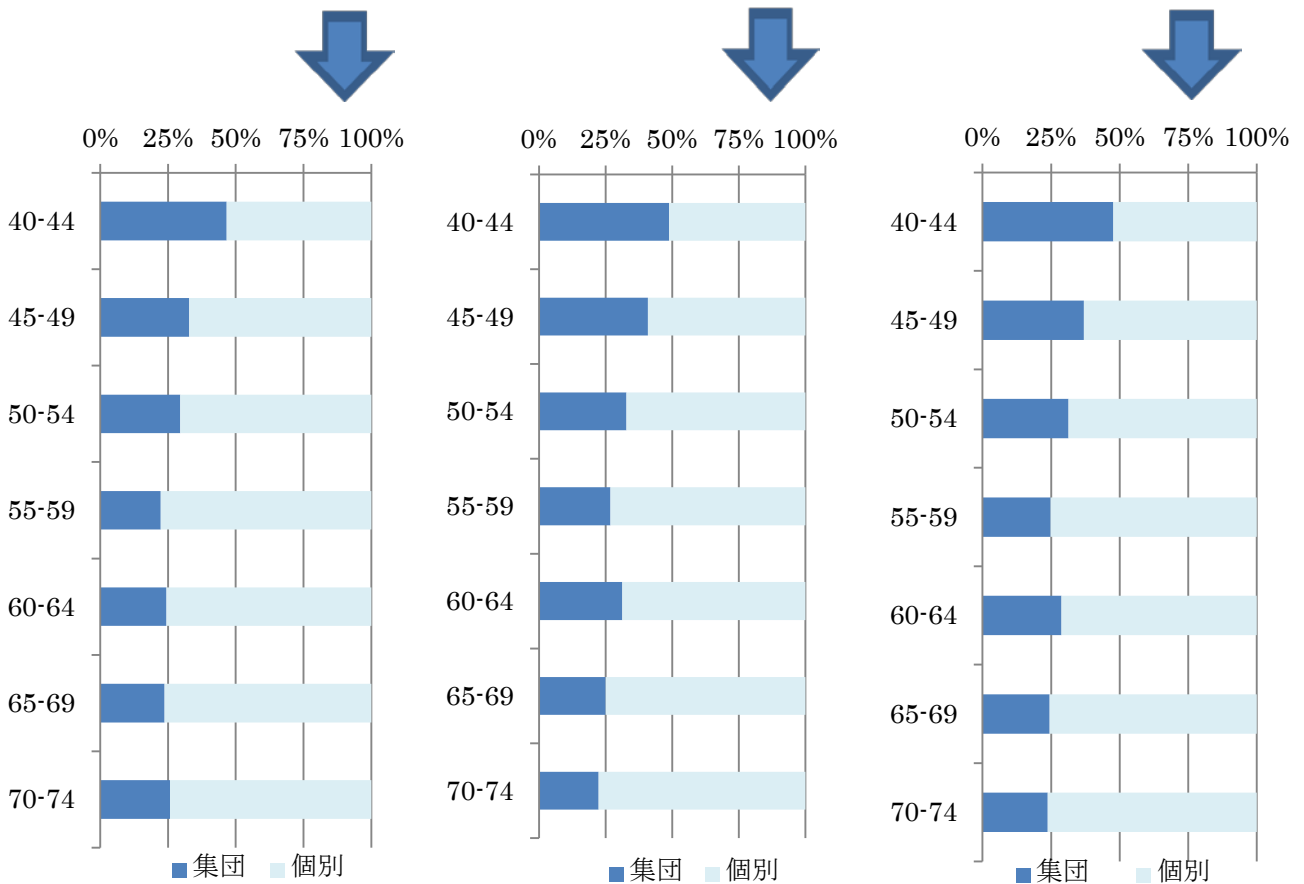
集団・・・集団健診

個別・・・個別健診

(単位：人)

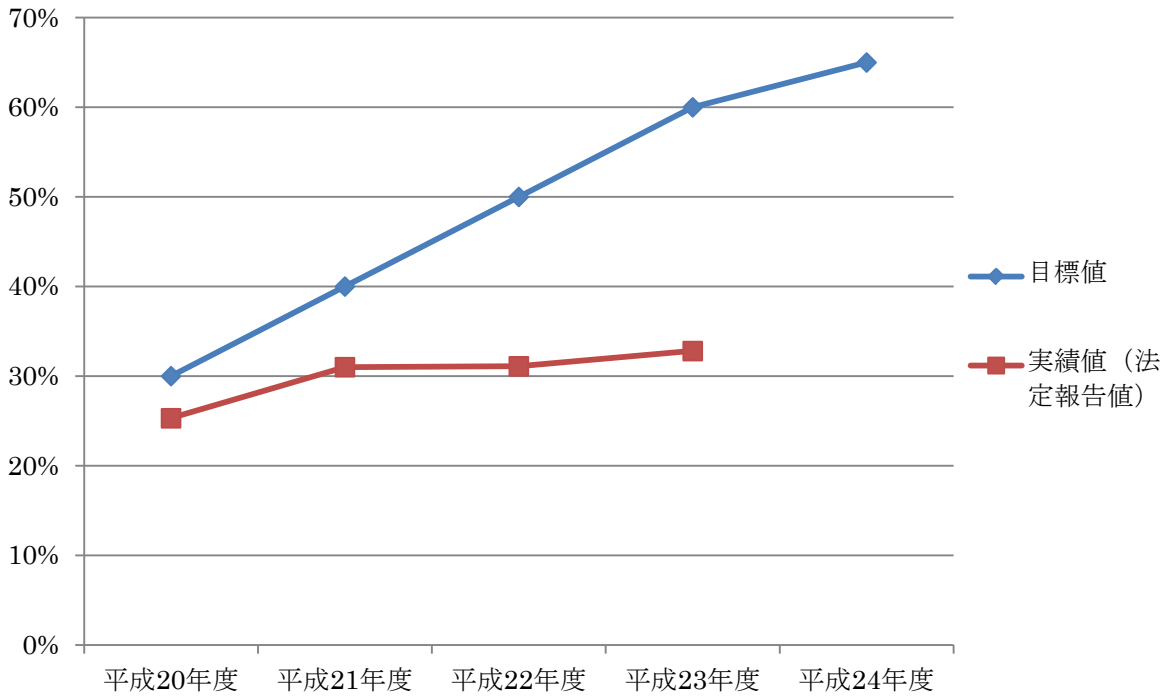
年齢	男			女			計		
	合計	集団	個別	合計	集団	個別	合計	集団	個別
40-44	268	125	143	283	138	145	551	263	288
45-49	195	64	131	208	85	123	403	149	254
50-54	166	49	117	198	65	133	364	114	250
55-59	246	55	191	302	81	221	548	136	412
60-64	596	146	450	1,001	313	688	1,597	459	1,138
65-69	975	231	744	1,502	376	1,126	2,477	607	1,870
70-74	1,432	369	1,063	1,968	440	1,528	3,400	809	2,591
計	3,878	1,039	2,839	5,462	1,498	3,964	9,340	2,537	6,803

※当課システムによる数値にて集計

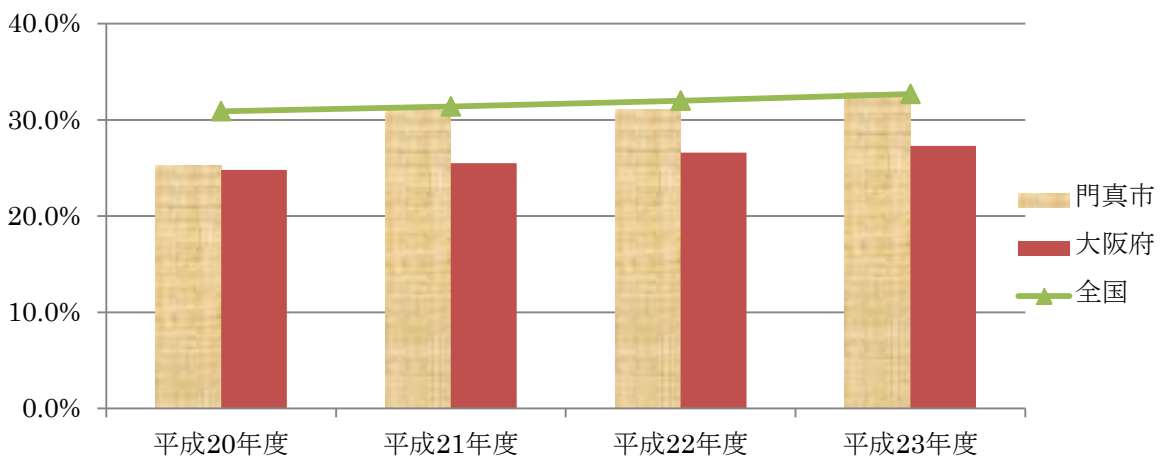


○特定健康診査の受診率の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
目標値	30%	40%	50%	60%	65%
実績値（法定報告値）	25.3%	31.0%	31.1%	32.8%	



	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
門真市	25.3%	31.0%	31.1%	32.8%
大阪府	24.8%	25.5%	26.6%	27.3%
全国	30.9%	31.4%	32.0%	32.7%



○特定保健指導の実施率の推移

(%)

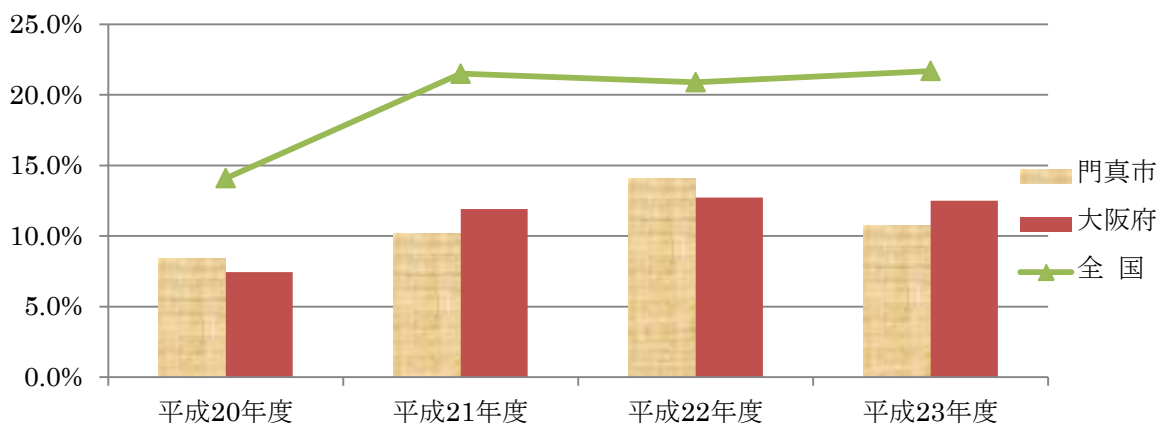
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
目標値	20%	25%	35%	45%	45%
実績値(法定報告値)	8.4%	10.2%	14.1%	10.7%	-

性別・年度別特定保健指導対象者数、実施者数

(人)

			実績値(法定報告値)				
			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
特定保健指導対象者	動機づけ支援	男	389	494	476	492	
		女	298	345	333	311	
		計	687	839	809	803	
	積極的支援	男	191	231	269	238	
		女	63	76	67	66	
		計	254	307	336	304	
	合計	男	580	725	745	730	
		女	361	421	400	377	
		計	941	1,146	1,145	1,107	
特定保健指導実施者	動機づけ支援	男	37	64	86	57	
		女	31	41	46	38	
		計	68	105	132	95	
	積極的支援	男	10	9	18	15	
		女	1	3	12	8	
		計	11	12	30	23	
	合計	男	47	73	104	72	
		女	32	44	58	46	
		計	79	117	162	118	

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
門真市	8.4%	10.2%	14.1%	10.7%
大阪府	7.4%	11.9%	12.7%	12.5%
全 国	14.1%	21.5%	20.9%	21.7%



3 医療費の状況

本市の平成23年度の国民健康保険の医療費総額は、約128億円で、1人当たりの医療費は約28万6千円であり、年々増加傾向にある。

1人当たりの医療費推移（平成19～23年度門真市国民健康保険）

	一般被保険者			退職被保険者			一般+退職 計		
	医療給付費用額	被保険者年間平均人数	1人当たりの医療費	医療給付費用額	被保険者年間平均人数	1人当たりの医療費	医療給付費用額	被保険者年間平均人数	1人当たりの医療費
19年度	8,276,902,560	40,074	206,540	3,822,732,784	8,595	444,762	12,099,635,344	48,669	248,610
20年度	11,146,539,211	44,865	248,446	1,019,792,225	2,175	468,870	12,166,331,436	47,040	258,637
21年度	11,983,802,821	44,377	270,045	727,593,798	1,735	419,362	12,711,396,619	46,112	275,663
22年度	12,218,904,745	43,620	280,122	705,950,012	1,834	384,924	12,924,854,757	45,454	284,350
23年度	12,168,705,950	42,781	284,442	637,078,031	1,964	324,378	12,805,783,981	44,745	286,194

※ 1人当たりの医療費＝医療給付費用額÷被保険者年間平均人数

※ 平成20年度から後期高齢者医療制度開始、また退職者医療制度改正あり。

また、年齢階層別に¹主要11疾病の医療費を見ると、糖尿病は30歳代から、高血圧症、その他の心疾患、くも膜下出血、脳梗塞、その他の脳血管疾患は40歳代から、脳内出血、虚血性心疾患は50歳代から、動脈硬化、血管性及び詳細不明の認知症は60歳代から、それぞれ医療費の増加が顕著になっている。

医療費の構成割合で見ると、50～59歳、60～69歳、70～74歳で主要11疾病が、各年齢層の総医療費に占める割合が30%前後となっており、その半分以上を糖尿病、高血圧症の2つで占めている。

¹ 主要11疾病とは、糖尿病、血管性及び詳細不明の認知症、高血圧性疾患、虚血性心疾患、その他の心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化(症)、その他の脳血管疾患、動脈硬化(症)をいう。

年齢階層別主要 1 1 疾病医療費・レセプト件数(平成 2 4 年 5 月診療分)

主要 1 1 疾病医療費

費用額	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～74 歳	
糖尿病	57,930,390 円	121,320 円	58,960 円	1,661,320 円	2,485,580 円	10,490,830 円	21,564,940 円	21,547,440 円	
高血圧性疾患	79,148,940 円		10,440 円	377,300 円	3,699,230 円	6,960,130 円	35,779,780 円	32,322,060 円	
虚血性心疾患	21,559,620 円	40,880 円		37,380 円	239,560 円	4,101,320 円	7,034,630 円	10,105,850 円	
その他の心疾患	20,230,410 円	198,490 円	46,090 円	98,690 円	1,317,990 円	1,025,800 円	8,289,680 円	9,253,670 円	
くも膜下出血	7,778,940 円				2,256,680 円		2,417,980 円	3,104,280 円	
脳内出血	8,105,480 円	19,900 円		28,450 円	24,900 円	525,640 円	4,332,290 円	3,174,300 円	
脳梗塞	23,478,580 円			32,260 円	1,136,420 円	1,608,100 円	11,007,180 円	9,694,620 円	
脳動脈硬化(症)	71,870 円						21,500 円	50,370 円	
その他の脳血管疾患	4,845,210 円		31,630 円		2,943,190 円	230,500 円	1,131,450 円	508,440 円	
動脈硬化(症)	3,510,120 円		8,080 円	2,080 円	34,330 円	14,920 円	2,177,810 円	1,272,900 円	
血管性及び詳細不明の認知症	1,460,010 円						540,180 円	919,830 円	
合計	228,119,570 円	198,490 円	228,190 円	109,110 円	2,237,480 円	14,137,880 円	24,957,240 円	94,297,420 円	
構成割合	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～74 歳	
糖尿病	6.68%	0.72%	0.43%	4.71%	3.21%	11.96%	6.57%	7.59%	
高血圧性疾患	9.13%		0.08%	1.07%	4.77%	7.93%	10.91%	11.38%	
虚血性心疾患	2.49%	0.24%		0.11%	0.31%	4.68%	2.14%	3.56%	
その他の心疾患	2.33%	0.82%	0.27%	0.28%	1.70%	1.17%	2.53%	3.26%	
くも膜下出血	0.90%				2.91%		0.74%	1.09%	
脳内出血	0.93%	0.12%		0.08%	0.03%	0.60%	1.32%	1.12%	
脳梗塞	2.71%			0.09%	1.47%	1.83%	3.35%	3.41%	
脳動脈硬化(症)	0.01%						0.01%	0.02%	
その他の脳血管疾患	0.56%		0.23%		3.80%	0.26%	0.34%	0.18%	
動脈硬化(症)	0.40%		0.06%	0.01%	0.04%	0.02%	0.66%	0.45%	
血管性及び詳細不明の認知症	0.17%						0.16%	0.32%	
合計	26.31%	0.82%	1.35%	0.80%	6.35%	18.24%	28.45%	32.38%	
※構成割合は、総医療費に占める各疾病の医療費の割合をいう。		※構成割合は、各年齢別の総医療費に占める各疾病の医療費の割合をいう。							

主要 1 1 疾病レセプト件数

費用額	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～74 歳	
糖尿病	1,662 件	5 件	5 件	25 件	79 件	167 件	767 件	614 件	
高血圧性疾患	5,075 件		1 件	30 件	167 件	441 件	2,522 件	1,914 件	
虚血性心疾患	377 件	1 件		5 件	15 件	29 件	162 件	165 件	
その他の心疾患	292 件	3 件	6 件	5 件	17 件	21 件	130 件	110 件	
くも膜下出血	20 件				1 件		10 件	9 件	
脳内出血	49 件	1 件		2 件	1 件	9 件	22 件	14 件	
脳梗塞	306 件			2 件	12 件	20 件	141 件	131 件	
脳動脈硬化(症)	3 件						1 件	2 件	
その他の脳血管疾患	78 件		3 件		3 件	7 件	33 件	32 件	
動脈硬化(症)	81 件		1 件	1 件	4 件	2 件	28 件	45 件	
血管性及び詳細不明の認知症	15 件						3 件	12 件	
合計	7,958 件	3 件	13 件	70 件	299 件	696 件	3,819 件	3,048 件	
構成割合	0～9 歳	10～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70～74 歳	
糖尿病	5.65%	0.42%	0.48%	1.51%	3.50%	6.72%	7.49%	7.15%	
高血圧性疾患	17.24%		0.10%	1.81%	7.41%	17.74%	24.62%	22.28%	
虚血性心疾患	1.28%	0.08%		0.30%	0.67%	1.17%	1.58%	1.92%	
その他の心疾患	0.99%	0.15%	0.51%	0.30%	0.75%	0.84%	1.27%	1.28%	
くも膜下出血	0.07%				0.04%		0.10%	0.10%	
脳内出血	0.17%	0.08%		0.12%	0.04%	0.36%	0.21%	0.16%	
脳梗塞	1.04%			0.12%	0.53%	0.80%	1.38%	1.52%	
脳動脈硬化(症)	0.01%						0.01%	0.02%	
その他の脳血管疾患	0.26%		0.29%		0.13%	0.28%	0.32%	0.37%	
動脈硬化(症)	0.28%		0.10%	0.06%	0.18%	0.08%	0.27%	0.52%	
血管性及び詳細不明の認知症	0.05%						0.03%	0.14%	
合計	27.04%	0.15%	1.09%	0.97%	4.22%	13.25%	27.99%	35.46%	
※構成割合は、総レセプト件数に占める各疾病のレセプト件数の割合をいう。		※構成割合は、各年齢別の総医療費に占める各疾病の医療費の割合をいう。							

第2節 診療報酬請求書（レセプト）等から見る疾病及び受診状況

1 国の特定健康診査等基本指針による基本的な考え方

国によって定められた、特定健康診査等基本方針による特定健康診査の基本的な考え方は、以下のようなものである。

『国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、次に75歳ごろを境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇している。

これを個人に置き換えてみると、食べ過ぎや運動不足等の不健康な生活習慣がやがて糖尿病等の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、その後こうした疾患が重症化、虚血性心疾患や脳卒中等の発症に至るといった経過をたどることになる。

生活習慣の改善により、若い時からの糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を発症しない境界域の段階で留めることができれば、通院を減らすことができ、さらには重症化・合併症を抑え、入院患者も減らすことができる。』

2 門真市の診療報酬請求書（レセプト）からみる疾病及び受診状況

平成23年6月審査分（5月診療分）レセプトより、大阪府国民健康保険疾病統計からの受診状況を分析する。（次ページ以降の表より）

- (1) 入院についてみると、糖尿病・虚血性心疾患・高血圧性疾患・脳梗塞・腎不全のうち、糖尿病・高血圧性疾患の2疾患では、受診率、1人当たり点数、1件当たり点数とも大阪府、北河内より高い状況にある。腎不全については、受診率・1人当たり点数は大阪府、北河内より低いものの、1件当たり点数は大阪府、北河内より高い率となっている。また、虚血性疾患については、1人当たり点数、1件当たり点数は大阪府、北河内より高く、受診率は低い状況となっている。

1件当たりの診療点数が高い背景の一つには、疾病の重症化が考えられる。これを大阪府の診療点数並みに改善することで、糖尿病の治療費は1ヶ月262,229円、虚血性心疾患2,912,076円、高血圧性疾患2,197,908円、脳梗塞1,830,565円、腎不全1,534,823円減と試算することができる。

- (2) 入院外についてみると、虚血性心疾患・高血圧性疾患の2疾患では受診率、1人当たり点数、1件当たり点数とも大阪府、北河内より高く、糖尿病・腎不全の2疾患の1件当たり点数は大阪府、北河内より高くなっている。また、脳

梗塞は1人当たり点数、1件当たり点数とも大阪府、北河内より低く、受診率は大阪府、北河内より高くなっている。

1件当たりの診療点数は脳梗塞以外高く、大阪府の診療点数並みに改善することで、糖尿病の治療費は1ヶ月2,902,921円、虚血性心疾患43,521円、高血圧性疾患4,481,191円、腎不全2,795,793円減と試算することができる。

(1)、(2)から、門真市の医療費のタイプは、1件当たり点数が高い特徴がみられる。背景には、疾病の重症化が考えられ、疾病の早期発見と早期治療、さらには治療を中断することなく完治するまできちんと継続することが大切であり、以前にもまして、市民の健康に関する知見力を高め疾病予防の推進を図るため、健康診査（以下「健診」という。）勧奨に努め、健診結果による受診勧奨を強化することや、受診継続のチェック体制などが必要となる。

以上を踏まえ、特定健康診査等の実施により疾病の予備群に対してしっかりと改善指導することが、中長期的には医療費の増加を抑制することにつながると考える。

平成23年6月審査分入院【中分類】

糖尿病

(参考:大阪府国民健康保険疾病統計)

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位:円)	被保険者数
大阪府	1,337	0.048%	22.0	46,005.8	61,509,705	11,501,441	2,800,108
北河内	168	0.048%	22.0	46,039.7	7,734,675	11,509,933	351,119
門真市	25	0.055%	26.1	47,054.7	1,176,367	11,763,670	45,100

※ 受診率 = レセプト件数 ÷ 被保険者

※ 1人当たりの点数 = 1ヶ月分の点数 ÷ 被保険者数

※ 1件当たりの点数 = 1ヶ月分の点数 ÷ レセプト件数

※ 医療費 = 点数 × 10円

※ 門真市のレセプト件数に換算した1ヶ月分の医療費は、大阪府及び北河内の1件当たりの点数に門真市の件数を乗じて、それに10円を乗じて得た額

虚血性心疾患

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位:円)	被保険者数
大阪府	1,234	0.044%	40.1	90,976.4	112,264,890	16,375,754	2,800,108
北河内	160	0.046%	41.2	90,475.9	14,476,151	16,285,670	351,119
門真市	18	0.040%	42.8	107,154.6	1,928,783	19,287,830	45,100

高血圧性疾患

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	439	0.016%	7.3	46,404.2	20,371,464	6,032,552	2,800,108
北河内	65	0.019%	9.8	53,000.4	3,445,027	6,890,054	351,119
門真市	13	0.029%	18.2	63,311.2	823,046	8,230,460	45,100

脳梗塞

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	1,648	0.059%	40.2	68,234.8	112,450,911	13,646,955	2,800,108
北河内	236	0.067%	46.2	68,800.6	16,236,947	13,760,125	351,119
門真市	20	0.044%	34.3	77,387.6	1,547,752	15,477,520	45,100

腎不全

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	732	0.026%	18.2	69,650.3	50,984,019	6,268,527	2,800,108
北河内	92	0.026%	21.7	82,627.6	7,601,741	7,436,486	351,119
門真市	9	0.020%	17.3	86,703.9	780,335	7,803,350	45,100

平成23年6月審査分入院外【中分類】

糖尿病

(参考：大阪府国民健康保険疾病統計)

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	94,332	3.369%	67.6	2,007.6	189,376,522	31,378,059	2,800,108
北河内	12,978	3.696%	72.5	1,962.0	25,462,843	30,666,068	351,119
門真市	1,563	3.466%	76.0	2,193.3	3,428,098	34,280,980	45,100

虚血性心疾患

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	19,747	0.705%	12.5	1,768.9	34,930,087	6,686,369	2,800,108
北河内	2,787	0.794%	13.5	1,700.6	4,739,447	6,428,098	351,119
門真市	378	0.838%	14.9	1,780.4	672,989	6,729,890	45,100

高血圧性疾患

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	280,364	10.013%	128.0	1,277.9	358,283,490	63,742,779	2,800,108
北河内	38,143	10.863%	141.4	1,301.4	49,639,387	64,913,946	351,119
門真市	4,988	11.060%	151.5	1,369.8	6,832,397	68,223,970	45,100

脳梗塞

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	17,395	0.621%	10.2	1,640.3	28,532,311	4,707,544	2,800,108
北河内	2,142	0.610%	10.1	1,656.6	3,548,464	4,754,478	351,119
門真市	287	0.636%	9.6	1,507.7	432,703	4,327,030	45,100

腎不全

	レセプト 件数	受診率	1人当たり の点数	1件当たり の点数	1ヶ月分の 点数	門真市のレセプト 件数に換算した 1ヶ月分の医療費 (単位：円)	被保険者数
大阪府	8,029	0.287%	82.6	28,805.3	231,277,740	32,549,987	2,800,108
北河内	1,014	0.289%	84.6	29,295.8	29,705,942	33,104,255	351,119
門真市	113	0.251%	78.4	31,279.5	3,534,578	35,345,780	45,100

第3節 医療費分析の結果

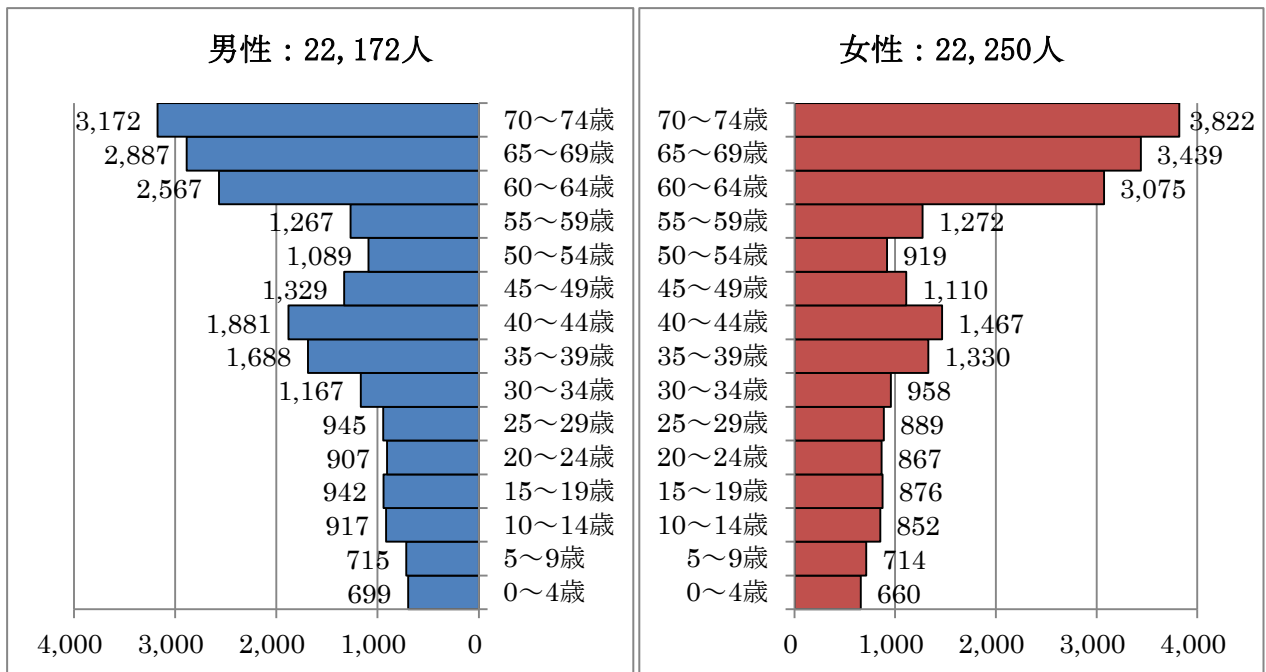
1 国民健康保険被保険者数の状況

平成24年5月31日時点の国民健康保険被保険者数は、44,422人で、門真市総人口129,027人に対する加入率は34.4%となっている。

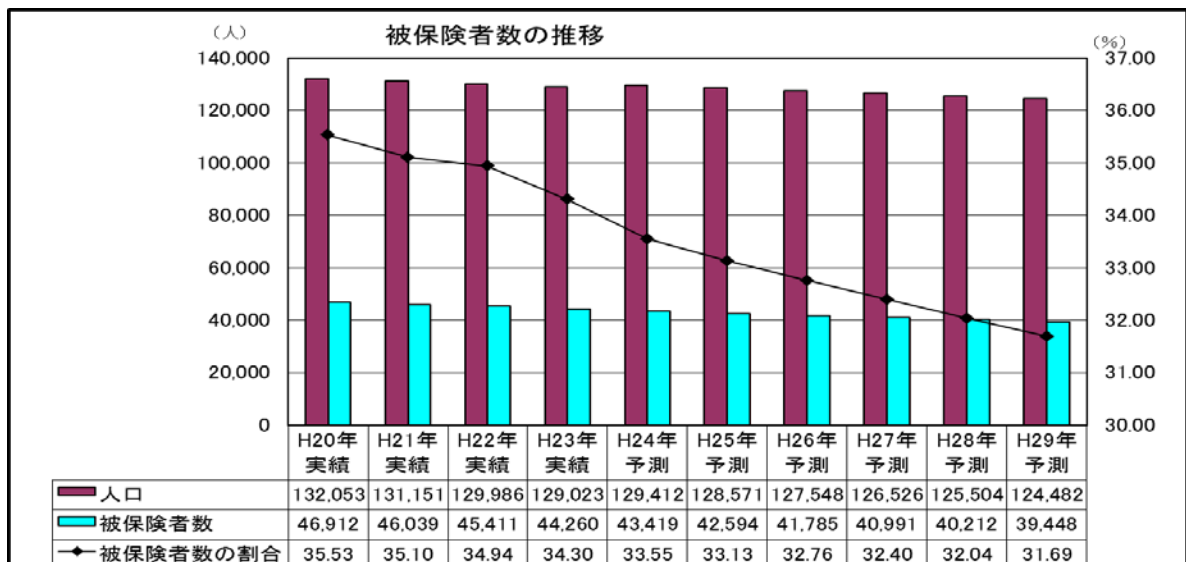
年齢別にみると、60歳以上の加入者割合が高く、60歳～74歳の人口29,607人に対して、国保加入者は18,962人で、加入率は64.0%となっている。また、国民健康保険被保険者数の合計44,422人に対して、60歳以上の被保険者が占める割合は42.7%となっている。

それ以下の年齢分布は、35～49歳では上の世代と比較して割合が高く、それ以外は概ね、年齢が下がるごとに被保険者数も減少する傾向にある。

男女別年齢別被保険者数（平成24年5月31日時点）



また、平成20年から平成29年までの被保険者数の実績、及び予測では、徐々に減少する傾向となっている。門真市の人口も減少が予測されるが、被保険者数の減少の方が大きく、今後、被保険者数の割合は3分の1を下回る予測となっている。



2 死因別死亡割合

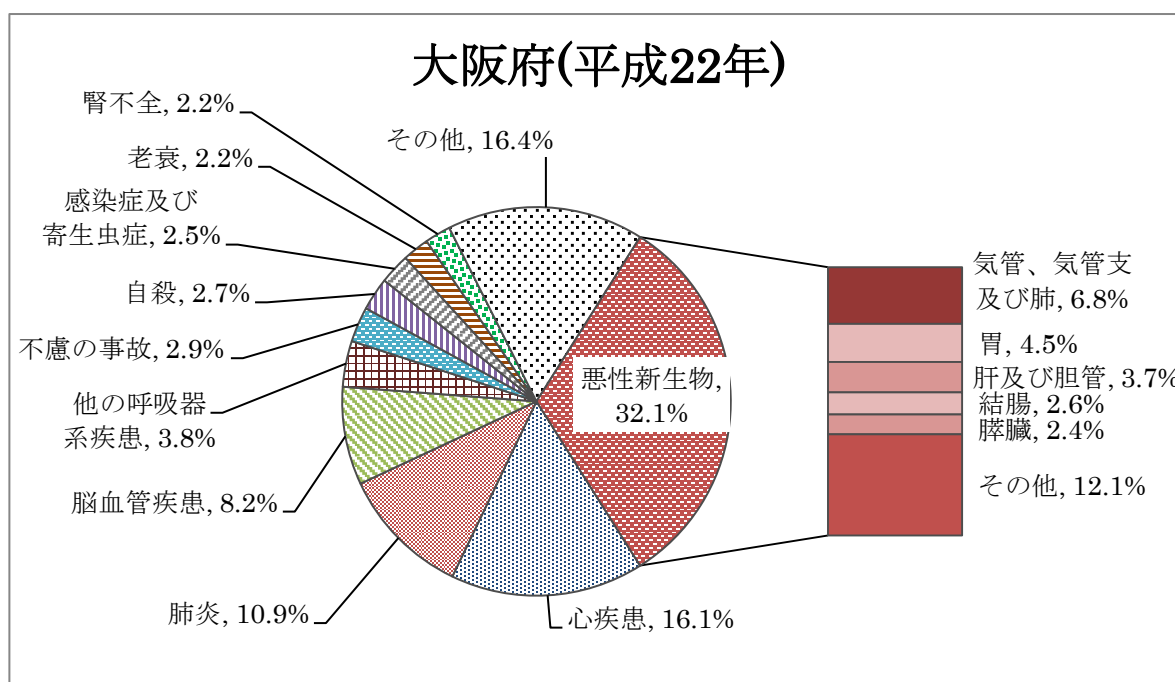
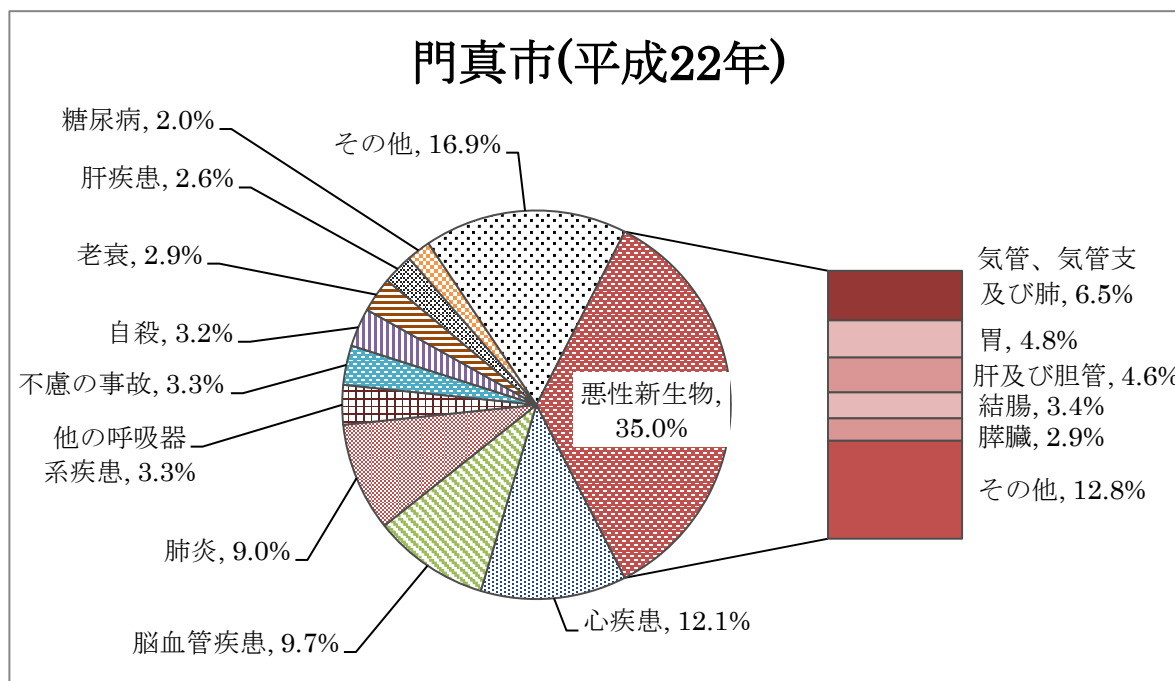
死因別死亡者の割合をみると、大阪府全体、門真市ともに、「悪性新生物」(癌)が最も多く、次いで「心疾患」となっているが、門真市は大阪府に比べて「悪性新生物」の割合が高く、逆に「心疾患」の割合は低くなっている。

また、門真市で3番目に多いのは「脳血管疾患」であるのに対し、大阪府は「肺炎」が3番目となっている。

「悪性新生物」の部位別では、大阪府、門真市ともに、「気管、気管支及び肺」の割合が最も多く、次いで「胃」が高くなっている。

疾患が直接の原因でない「不慮の事故」、「自殺」の割合は、門真市は大阪府に比べて高くなっている。

死因別死亡割合



3 年度別のレセプト件数及び医療費

門真市全体のレセプト件数、医療費を年度別にみると、平成 24 年度のレセプト件数は前年度とほぼ同じで約 61 万 2,500 件となる見込みである。また、医療費の総額は、平成 24 年度は保険者負担、本人負担合計で前年度より 5.3%増の約 142 億円となる見込みである。

診療内容別でみると、医科入院のレセプト件数は全体の 1.5%程度であるが、医療費は全体の約 3 分の 1 を占めている。また、平成 24 年度は、平成 23 年度に対して 14.3%の増加となっており、これが、医療費全体の増加に大きく影響している。

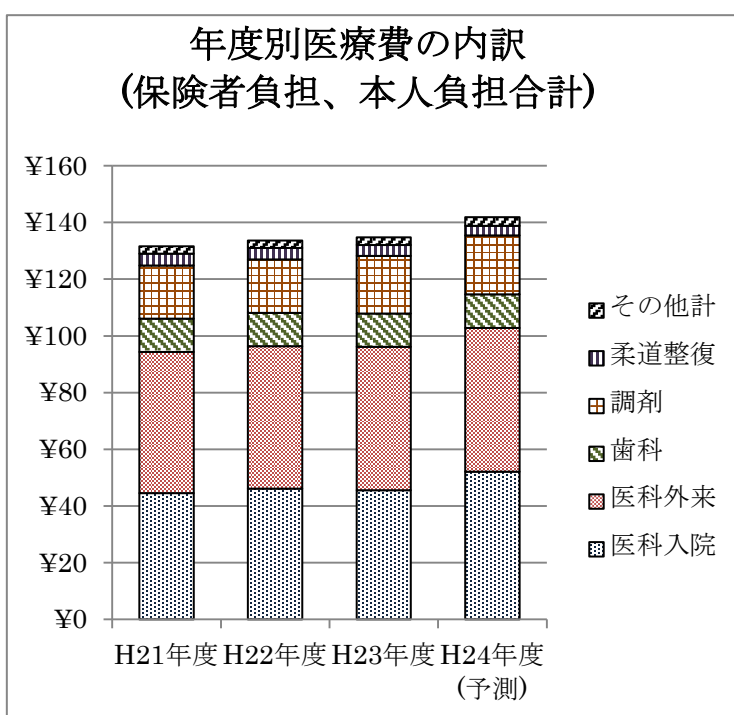
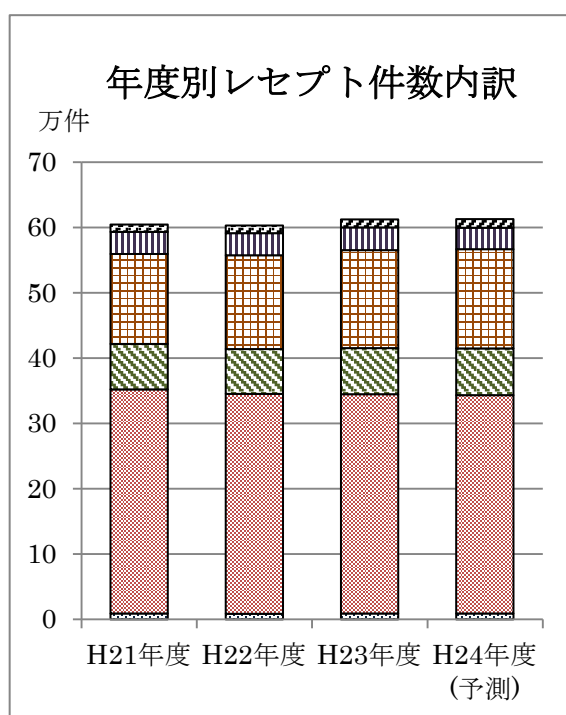
年度別レセプト件数の内訳(確定分)

診療月	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(予測)
医科入院	8,925	8,756	8,839	9,206
医科外来	343,206	336,165	335,744	333,900
歯科	69,303	68,981	70,542	71,586
調剤	137,778	143,525	150,058	151,752
柔道整復	33,864	33,815	34,935	33,043
その他計	11,374	11,732	11,994	13,079
合計	604,450	602,974	612,112	612,566

年度別医療費の内訳(保険者負担、本人負担合計 確定分)

診療月	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(予測)	前年度比
医科入院	¥4,450,932,180	¥4,608,365,980	¥4,552,025,320	¥5,204,931,457	14.34%
医科外来	¥4,984,249,290	¥5,027,319,090	¥5,057,797,150	¥5,067,466,135	0.19%
歯科	¥1,175,081,970	¥1,167,885,890	¥1,177,778,010	¥1,196,129,694	1.56%
調剤	¥1,866,987,480	¥1,890,848,690	¥2,030,801,250	¥2,068,416,243	1.85%
柔道整復	¥416,514,778	¥404,800,009	¥381,498,132	¥343,989,676	-9.83%
その他計	¥263,375,009	¥264,430,330	¥272,748,140	¥302,464,242	10.90%
合計	¥13,157,140,707	¥13,363,649,989	¥13,472,648,002	¥14,183,397,447	5.28%

※レセプト件数、医療費ともに、平成 24 年度の平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月の値は、過去の 11 月～3 月の実績に基づいた予測値で算出している。



4 一人当たり医療費の推移

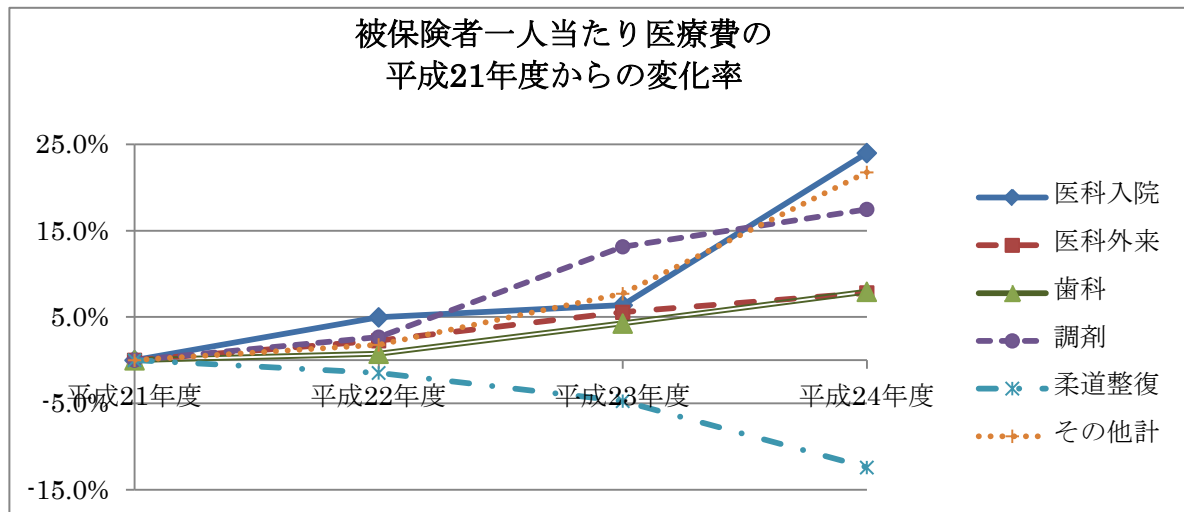
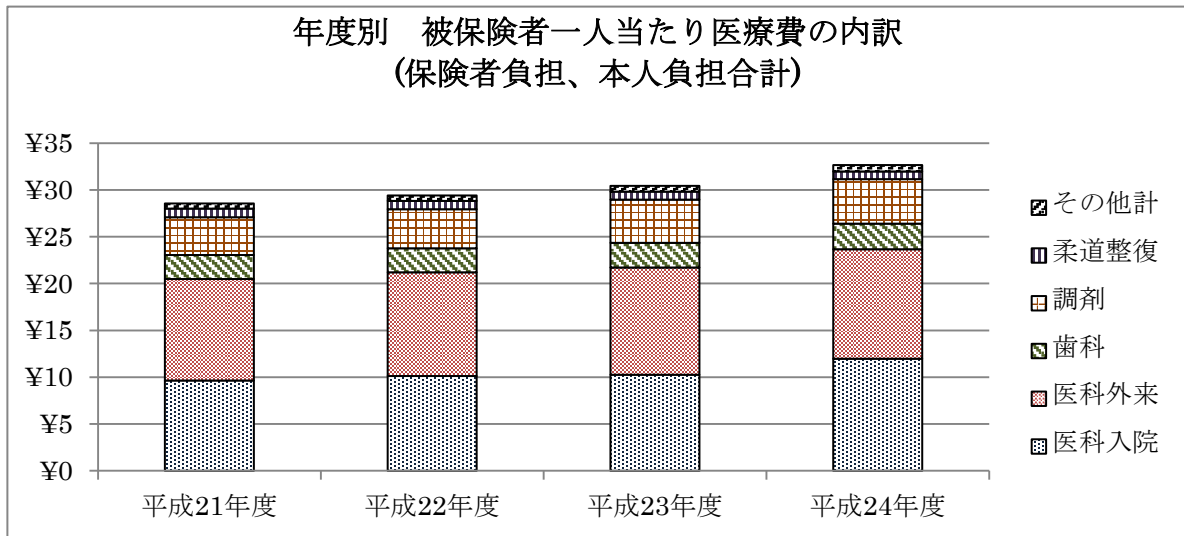
被保険者一人あたりの医療費の推移をみると、被保険者数は減少しているものの、医療費総額は増加しており、平成22年度、23年度は前年度比約3%増加し、平成24年度は、前年比7.3%の増加となる見込みである。

平成21年度からの内訳の推移をみると、柔道整復以外はすべて増加傾向にあり、平成24年度では、医科入院が最も増加している。

第2章第3節 1 国民健康保険被保険者数の状況で見たとおり、被保険者数は減少しているものの、一人あたりの医療費が大きく増加しているため、前ページのように、全体の医療費は増加しているという結果になっている。

年度別一人当たり医療費の内訳
(保険者負担、本人負担合計 確定分)

診療月	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(予測)
被保険者数	46,039	45,411	44,260	43,419
医科入院	¥96,677	¥101,481	¥102,847	¥119,877
医科外来	¥108,261	¥110,707	¥114,275	¥116,711
歯科	¥25,524	¥25,718	¥26,610	¥27,549
調剤	¥40,552	¥41,639	¥45,883	¥47,639
柔道整復	¥9,047	¥8,914	¥8,619	¥7,923
その他計	¥5,721	¥5,823	¥6,162	¥6,966
合計	¥285,782	¥294,282	¥304,396	¥326,665
前年度比		3.0%	3.4%	7.3%



5 主傷病の疾病別診療費

平成20年～24年の各年5月診療分で、主傷病の疾病別診療費をみると、「心臓の疾患」「新生物」がいずれも1億円以上で、上位2位を占めている。平成20年、21年、23年では「心臓の疾患」の割合が最も高くなっているが、平成22年、24年では「新生物」が最も高くなっている。

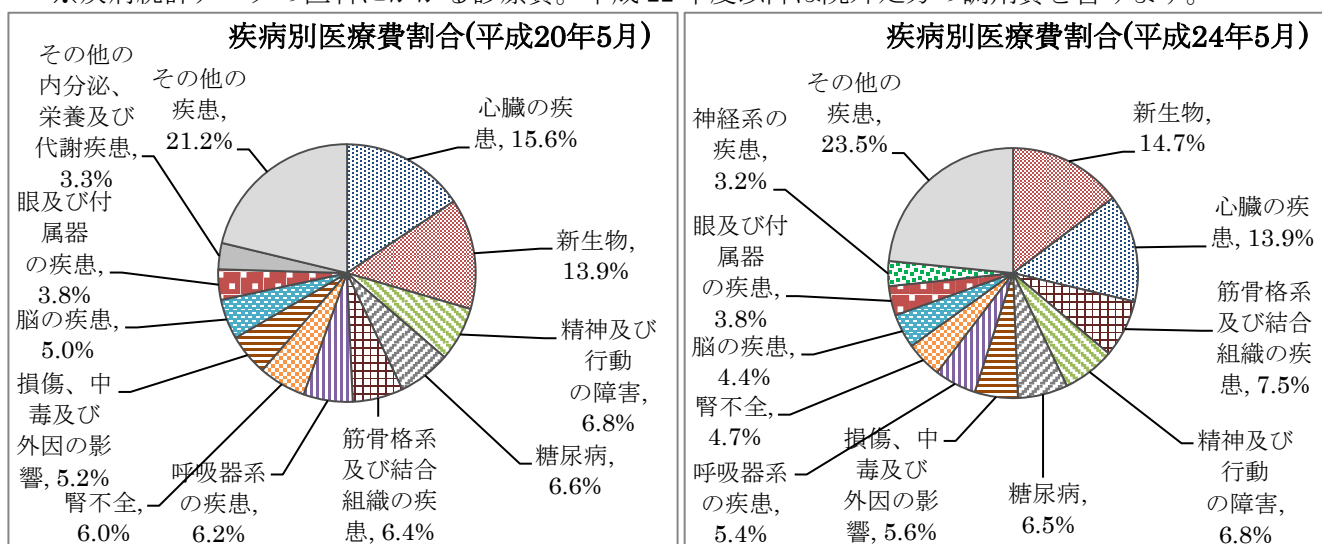
また、3番目に診療費の割合が高かったのは、平成23年までは、「精神及び行動の障害」となっているが、平成24年は「筋骨格系及び結合組織の疾患」となっている。

診療費の推移を見ると、年度を追うごとに、全体の診療費は増加している。平成24年5月の、疾病分類別の前年度比を見てみると、金額上位の中では「筋骨格系及び結合組織の疾患」が35.3%増と、大きく増加している。

主傷病の疾病別診療費(平成24年5月で、診療費が高い順)

疾病分類	平成20/5月	平成21/5月	平成22/5月	平成23/5月	平成24/5月	前年度
新生物	¥111,150,840	¥128,331,560	¥132,392,880	¥126,854,540	¥147,062,660	15.9%
心臓の疾患	¥124,473,110	¥129,216,030	¥128,342,800	¥142,064,470	¥139,284,870	-2.0%
筋骨格系及び結合組織の疾患	¥50,886,200	¥54,053,160	¥59,515,050	¥54,996,020	¥74,420,270	35.3%
精神及び行動の障害	¥54,498,210	¥54,187,880	¥59,993,280	¥61,507,030	¥67,822,120	10.3%
糖尿病	¥52,660,890	¥46,364,680	¥48,431,840	¥52,218,350	¥64,605,770	23.7%
損傷、中毒及び外因の影響	¥41,635,030	¥31,546,970	¥46,297,800	¥46,147,220	¥55,835,890	21.0%
呼吸器系の疾患	¥49,358,740	¥43,148,270	¥49,573,010	¥54,660,640	¥54,187,630	-0.9%
腎不全	¥47,578,050	¥51,259,030	¥40,817,890	¥43,149,130	¥46,937,250	8.8%
脳の疾患	¥40,237,020	¥38,894,890	¥43,395,370	¥46,077,660	¥44,280,080	-3.9%
眼及び付属器の疾患	¥30,475,780	¥31,900,890	¥36,399,910	¥37,060,350	¥37,918,790	2.3%
神経系の疾患	¥23,465,870	¥25,680,200	¥25,963,850	¥24,384,890	¥32,102,520	31.6%
症状、徴候で他に分類されないも	¥8,380,860	¥10,534,250	¥28,848,030	¥31,657,420	¥30,715,440	-3.0%
胃腸の疾患	¥22,090,550	¥23,757,500	¥30,362,150	¥31,928,580	¥30,197,730	-5.4%
その他の内分泌、栄養及び代謝疾	¥26,270,250	¥29,133,970	¥27,713,300	¥25,702,820	¥28,258,130	9.9%
その他の循環器系の疾患	¥10,672,540	¥13,023,670	¥22,006,360	¥28,369,820	¥27,201,910	-4.1%
その他の消化器系の疾患	¥18,115,510	¥28,690,150	¥20,790,740	¥21,519,970	¥23,829,580	10.7%
感染症及び寄生虫症	¥20,627,900	¥22,107,990	¥32,663,100	¥25,840,380	¥22,282,560	-13.8%
皮膚及び皮下組織の疾患	¥15,477,740	¥12,589,380	¥16,385,080	¥17,977,130	¥18,127,630	0.8%
肝臓の疾患	¥11,691,520	¥12,987,660	¥8,110,900	¥9,444,260	¥10,776,980	14.1%
生殖器の疾患	¥6,199,160	¥5,337,060	¥7,089,580	¥6,986,420	¥9,577,520	37.1%
耳及び乳様突起の疾患	¥6,730,900	¥5,740,700	¥6,542,200	¥7,234,690	¥8,996,790	24.4%
血液及び造血器の疾患並びに免疫	¥5,452,670	¥11,196,690	¥6,765,410	¥7,509,140	¥8,926,410	18.9%
その他の腎尿路系の疾患	¥5,471,770	¥5,854,540	¥4,897,270	¥7,954,750	¥8,584,610	7.9%
妊娠、分娩及び産褥	¥3,997,580	¥4,809,040	¥3,988,330	¥3,426,050	¥4,023,930	17.5%
先天奇形、変形及び染色体異常	¥2,856,080	¥2,903,980	¥3,241,990	¥4,027,120	¥2,311,430	-42.6%
周産期に発生した病態	¥8,383,940	¥3,874,490	¥2,382,600	¥4,548,870	¥490,000	-89.2%
歯及び歯の支持組織の障害	¥55,510	¥37,400	¥13,780	¥27,490	¥30,130	9.6%
合計	¥798,894,220	¥827,162,030	¥892,924,500	¥923,275,210	¥998,788,630	8.2%

※疾病統計データの医科にかかる診療費。平成22年度以降は院外処方の調剤費を含みます。

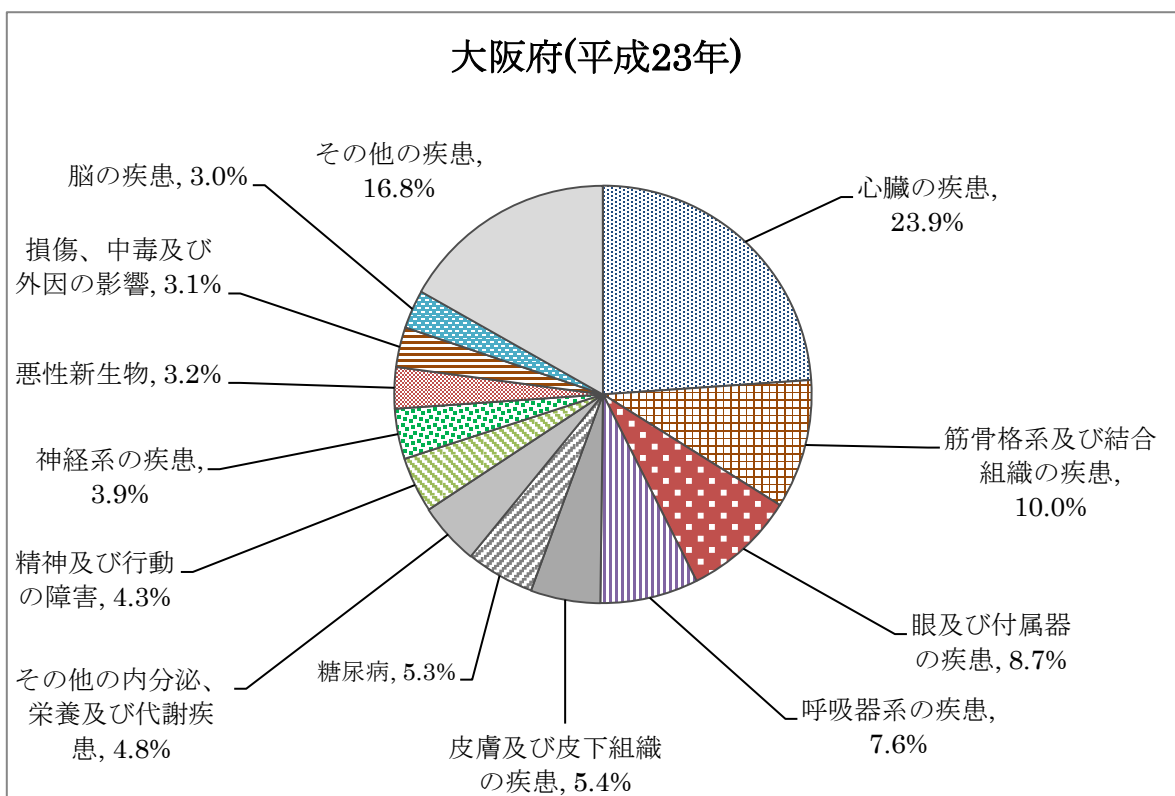
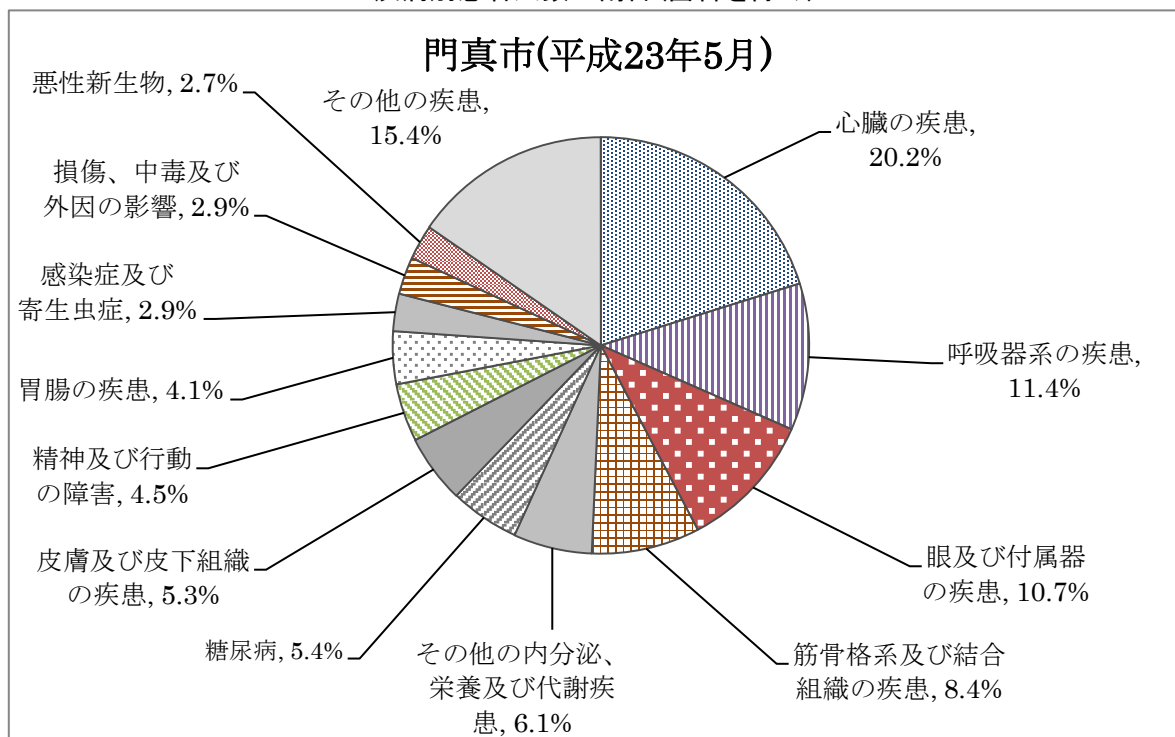


6 疾病別患者人数の割合

平成23年での疾病別患者人数の割合を、大阪府と比較してみると、「心臓の疾患」が大阪府、門真市ともに最も割合が高くなっているが、次に割合が高いのは、門真市が「呼吸器系の疾患」、「眼及び付属器の疾患」の順であるのに対して、大阪府では「筋骨格系及び結合組織の疾患」、「眼及び付属器の疾患」となっている。

前ページの疾病別診療費と比較してみると、心臓の疾患は、人数割合、診療費割合とも上位に入っている。悪性新生物は、診療に高額な診療費がかかるため、人数割合は低いものの、診療費の合計が高くなっている。

疾病別患者人数の割合(歯科を除く)



第3章 基本的考え方

第1節 特定健康診査

特定健康診査は、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とし、内臓脂肪症候群に着目して、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う。

第2節 特定保健指導

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防するために行う。

第3節 特定健康診査等の実施における個人情報の保護

特定健康診査等で得られる健康情報等の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）及び同法に基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）、「門真市個人情報保護条例」（平成11年門真市条例第14号。以下「保護条例」という。）等を遵守するとともに、情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定め、契約遵守状況についても厳格に管理していく。

特定健康診査等を受託した事業者についても、事業者の情報管理状況を定期的に確認し、記録の漏洩防止や保健指導実施者への守秘義務の遵守等、厳重な情報管理を行う。

第4章 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する 基本的な事項

第1節 特定健康診査等の実施に係る目標

- 1 平成29年度における特定健康診査の実施に係る目標値 60%
- 2 平成29年度における特定保健指導の実施に係る目標値 60%
- 3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標値
 平成29年度において、平成20年度と比較した内臓脂肪症候群の該当者
 及び予備群の減少目標値 25%

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査 受診率	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導 実施率	20%	30%	40%	50%	60%
内臓脂肪症候 群の該当者・予 備群の減少率	基準年	—	—	—	25%減少 *ただし平成 20年度を基準 年とする

4 目標達成に向けた取り組み

特定健診未受診者に対して、受診勧奨のはがきの送付及び電話勧奨など様々な手段で受診勧奨を行い、また、アンケート調査（平成22年度実施）などにより未受診者の意識・意向を把握し、受診につながるよう取り組んでいる。

（参考資料①）

第2節 特定健康診査等の対象者数に関する事項

被保険者数見込

(単位：人)

特定健康診査の対象者の見込数

年度 性別 年齢層	H25		H26		H27		H28		H29	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	7,033	6,592	7,007	6,503	6,981	6,416	6,955	6,330	6,929	6,245
65-74	5,496	7,104	5,413	7,192	5,332	7,282	5,252	7,373	5,173	7,465

特定健康診査受診者数見込

(単位：人)

被保険者見込数に、各年の目標実施率を乗じて算出した見込数

年度 性別 年齢層	H25		H26		H27		H28		H29	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	2,814	2,637	3,154	2,927	3,491	3,208	3,826	3,482	4,158	3,747
65-74	2,199	2,842	2,436	3,237	2,666	3,641	2,889	4,055	3,104	4,479

特定保健指導対象者の見込数

(単位：人)

【動機付け支援】

年度 性別 年齢層	H25		H26		H27		H28		H29	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	228	138	256	153	283	167	310	182	337	195
65-74	390	222	432	253	472	284	512	317	550	350

【積極的支援】

年度 性別 年齢層	H25		H26		H27		H28		H29	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	445	85	499	94	552	103	605	112	657	120

特定保健指導階層別人数見込

【動機付け支援】

(単位：人)

特定健康診査受診者見込数に下表国推計値と各年の目標実施率を乗じて算出した見込数

年度 性別 年齢層	H25		H26		H27		H28		H29	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	46	28	77	46	114	67	155	91	203	117
65-74	78	45	130	76	189	114	256	159	330	210

【積極的支援】

(単位：人)

特定健康診査受診者見込数に下表国推計値と各年の目標実施率を乗じて算出した見込数

年度 性別 年齢層	H25		H26		H27		H28		H29	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
40-64	89	17	150	29	221	42	303	56	395	72

(参考) 【動機付け支援】、【積極的支援】の各年度数値は、下記の国推計値を使用して推計する。

	動機づけ支援		積極的支援	
	男	女	男	女
40歳～64歳	8.1%	5.2%	15.8%	3.2%
65歳～74歳	17.7%	7.8%	—	—

第3節 特定健康診査等の実施方法に関する事項

1 特定健康診査

(1) 実施場所

集団健診：門真市保健福祉センター及び門真市南部市民センター（以下「保健福祉センター等」という。）で実施する。

（市が検診車を巡回させる等して、保健福祉センター等の施設で実施する形態をいう）

個別健診：門真市内の医療機関（以下「医療機関」という。）で実施する。

（医療機関において、一般外来患者と同様、健診の日時を決めずに健診を行う形態をいう）

(2) 実施項目

特定健康診査の実施項目は、以下のとおりとする。

① 基本的な健診項目【全員が受ける基本的な健診項目】

(ア) 問診

(イ) 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積）

(ウ) 理学的検査（身体診察）

(エ) 血圧測定

(オ) 血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

(カ) 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））

(キ) 血糖検査（空腹時血糖・HbA1c）

(ク) 尿検査（尿糖、尿蛋白）

② 詳細な健診の項目【一定の基準の下、医師が必要と判断した場合の追加健診項目】

(ア) 心電図検査 前年度の健診結果等において、血糖、脂質、血圧および肥満の全てについて、以下の判断基準に該当した人

(イ) 眼底検査 前年度の健診結果等において、血糖、脂質、血圧及び肥満の全てについて、以下の判断基準に該当した人

(ウ) 貧血検査 貧血の既往歴がある人又は視診等で貧血が疑われる人
（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）

- ※ 判断基準 血糖：空腹時血糖値100mg/dl以上又はHbA1cが5.6%以上
脂質：中性脂肪150mg/dl又はHDLコレステロール40mg/dl未満
血圧：収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
肥満：腹囲男性85cm以上、女性90cm以上又はBMI 25以上

※HbA1c (NGSP値)の判定値

- ・ HbA1cは、JDS値からNGSP値へ変更されることに伴い判定値は次のようになる。
 - 特定保健指導レベル判定値 ・ 空腹時血糖100mg/dl以上 又は HbA1c (NGSP値) 5.6%以上
 - 受診勧奨判定値 ・ 空腹時血糖126mg/dl以上 又は HbA1c (NGSP値) 6.5%以上
 - メタボリックシンドローム判定値 ・ 空腹時血糖110mg/dl以上 ただし、空腹時血糖の値が得られない場合は、HbA1c (NGSP値) 6.0%以上

(3) 実施時期(期間)

毎年度、原則として6月から翌年2月までの期間内で実施する。

(4) 実施主体

特定健康診査業務受託機関への委託により実施する。

(5) 受診方法

事前に予約後、指定された期間内に受診券及び保険証を持参の上、保健福祉センター等又は特定健康診査業務受託機関で受診する。

(6) 負担金

無料とする。但し、今後の状況により検討する。

(7) 周知・案内方法

① 特定健康診査の実施

特定健康診査の対象者ごとに受診券を送付し、併せて特定健康診査の実施案内を周知する。

なお、市広報紙及び市ホームページ等を活用し、十分な広報活動を行うことで、周知・案内に努め、各種チラシ及びポスター等で特定健康診査の必要性等について啓発を図る。

② 特定健康診査の結果については、医療機関より受診者本人に直接伝える。

(8) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存とし、市はもちろんのこと、その業務に携わる者は、適正に管理しなければならない。

2 特定保健指導

(1) 実施場所

保健福祉センター等及び特定保健指導業務受託機関で実施する。

(2) 実施内容

特定保健指導は、被保険者が自らに適した生活習慣の改善を次の項目で継続的に取り組むため、医師、保健師、管理栄養士等の指導の下、被保険者が行動計画を作成するとともに、その実践を医師等がサポートすることにより行うものとする。

① 食事 ② 運動 ③ 禁煙 ④ 休養、精神的安定など

(3) 実施時期

特定保健指導は、年間を通して実施する。

(4) 実施主体

特定保健指導業務受託機関への委託により実施する。

(5) 指導方法

指定された期間内に指定された場所で、指導利用券及び保険証を持参の上、保健指導を受ける。

(6) 負担金

無料とする。但し、今後の状況により検討する。

(7) 周知・案内方法

特定保健指導の対象者ごとに指導利用券を送付し、併せて指導案内を周知する。
なお、市広報紙及び市ホームページ等を活用し、周知に努め、各種チラシ及びポスター等で特定保健指導の必要性等について啓発を図る。

(8) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導に関するデータは、原則5年間保存とし、市はもちろんのこと、その業務に携わる者は、適正に管理しなければならない。

(9) 特定保健指導対象者

特定保健指導対象者の選定と階層化は以下の各項目の該当者を対象とする。

- ① 腹囲 男性では85cm以上、女性では90cm以上の人又は、BMIが25以上
- ② 血糖 空腹時血糖100mg/dl以上又は、HbA1c5.6%以上
- ③ 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又は、HDLコレステロール40mg/dl未満
- ④ 血圧 収縮期130mmHg以上又は、拡張期85mmHg以上

《動機付け支援・積極的支援の対象》

①腹囲	追加リスク	喫煙歴	対 象	
	②血糖③脂質④血圧		40～64歳	65～74歳
男性85cm以上 女性90cm以上	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI 25以上	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
		1つ該当	なし	
	/			

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

(10) 特定保健指導における「動機付け支援」の実施方法

- ① 初回面接は原則1回とし、個別または8人以下の集団で実施する。
- ② 初回面接の内容は、生活習慣の改善に必要な実践的なものとし、対象者の行動目標や評価時期の設定を支援するものとする。

※初回面接：1人20分以上の個別面接または1グループ80分以上のグループ支援

- ③ 6ヶ月後の評価の方法は、面接、あるいは通信（電話、メール、FAX等）とする。
- ④ 6ヶ月後の評価は、設定した個人の行動目標が達成されているか身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて行う。

(11) 特定保健指導における「積極的支援」の実施方法

- ① 初回面接は、個別支援を行う。
- ② 2回目以降の3ヶ月以上にわたる継続的な支援は、面接、あるいは通信（電話、メール、FAX等）により、支援A（積極的関与タイプ）と支援B（励ましタイプ）を組み合わせ、月1回実施する。

支援A（積極的関与タイプ）：取り組んでいる実践と結果についての評価と再アセスメント、必要時、生活習慣の振り返りを行い、行動計画の実施状況の確認に基づき（中間評価を含む）、必要な支援を行う。

支援B（励ましタイプ）：行動計画の確認と確立された行動を維持するために賞賛や励ましを行う。

- ③ 中間評価は初回面接から概ね4～8週間後にあたる時期に行い、行動計画の実施状況の確認と確立された行動を維持するための賞賛や励ましを行う。
- ④ 最終評価は6ヶ月後に設定した個人の行動目標が達成されているか、身体状況や生活習慣に変化が見られたかについて行う。

3 外部委託等について

(1) 委託基準

特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上を図るため、被保険者の利便性を考慮し、目標値の実施が達成できるよう外部委託を実施している。

また、健診の質及び保健指導の質の確保を維持するために、以下に示す「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）を遵守する。

【特定健康診査の外部委託に関する基準】

- ・ 人員に関する基準
- ・ 施設、設備等に関する基準
- ・ 精度管理に関する基準
- ・ 特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準
- ・ 運営等に関する基準

【特定保健指導の外部委託に関する基準】

- ・ 人員に関する基準
- ・ 施設、設備等に関する基準
- ・ 特定保健指導の内容に関する基準
- ・ 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準
- ・ 運営等に関する基準

第4節 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項

本計画の周知は、法第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」に基づき、市広報紙及び市ホームページに掲載するとともに、情報コーナーにも配備し、広く市民に内容の周知を図る。

第5節 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項

本計画によって実施された特定健康診査等の事業については、受診率の増加並びに内臓脂肪症候群該当者の減少を目標に掲げ、計画的に推進していくこととしているが、毎年度、事業目標にかかる達成状況の確認を行うとともに、実施体制、周知目標、保健指導方法など細部にわたっての点検と評価を行うものとする。

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について行うものであり、該当者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などが評価項目となる。

また、事業についての評価については、特定健康診査データにより、対象者を継続的にフォローして結果の変動を見る。

評価は以下の指標に対する目標の達成度で判断する。

指 標		目 標
身 体 状 況	体 重	体重3 kg減少を参加者の半数で達成
	腹 囲	腹囲3 cm減少を参加者の半数で達成
	血 圧	血圧異常値の対象者を半減
	脂 質	中性脂肪 150 mg/dl 血圧以上の割合を半減
	代 謝	HbA1c 5.6%以上の人の割合を半減
	内臓脂肪症候群	リスクの個数2個以上の人を半減

生活習慣	歩 数	日常的に運動習慣のある人を倍以上にする 運動を週 2 回以上する人を倍以上にする
	食事量	適正カロリーを維持している人を倍以上にする 間食をしない人を倍以上にする
	喫 煙	たばこを吸わない人の割合を倍以上にする

なお、厚生労働大臣の定める「特定健康診査等基本指針」や、関連法令等の変更があった場合は、本計画の内容についても見直しを行う。

また、第 4 章第 1 節に定める数値目標の達成状況と事業実施状況について、必要な場合は、本計画の内容についても、見直しを行う。

第 6 節 その他

特定健康診査の実施の際には、健康増進法に基づき、引続き市事業として実施する「がん検診」等も同時に受診できるよう、市民の利便性を考慮しながら実施することとする。

参考資料①

H22年度 未受診者等対策事業

① 未受診者アンケート調査結果

1. アンケート調査の対象者

- ・門真市在住の40歳～74歳の国民健康保険被保険者で、過去2年間、1回でも特定健診を受診した3,000人（以下、特定健診受診者）。
- ・門真市在住の40歳～74歳の国民健康保険被保険者で、過去2年間およびデータ抽出時における22年度も含めた3年間、1回も特定健診を受診していない3,000人（以下、特定健診未受診者）。

2. アンケート調査の実施

(1) 調査期間

平成22年10月21日に発送し、平成22年11月5日を回収期限としました。

(2) 調査方法

郵便による配布、回収

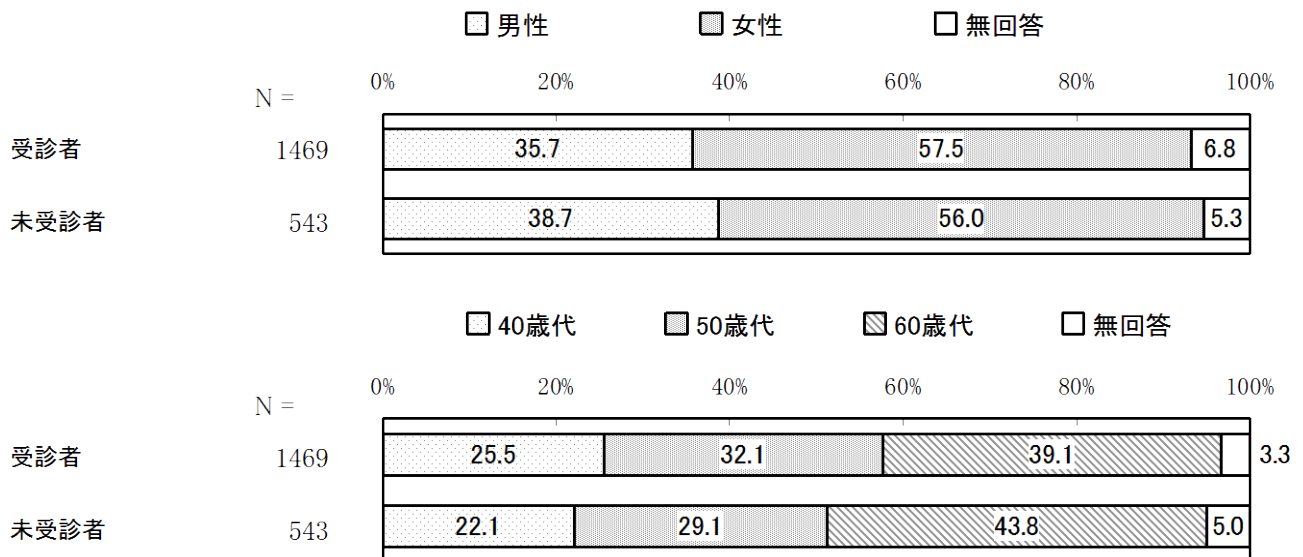
(3) 回収状況

配布数 特定健診受診者 3,000通、 特定健診未受診者 3,000通

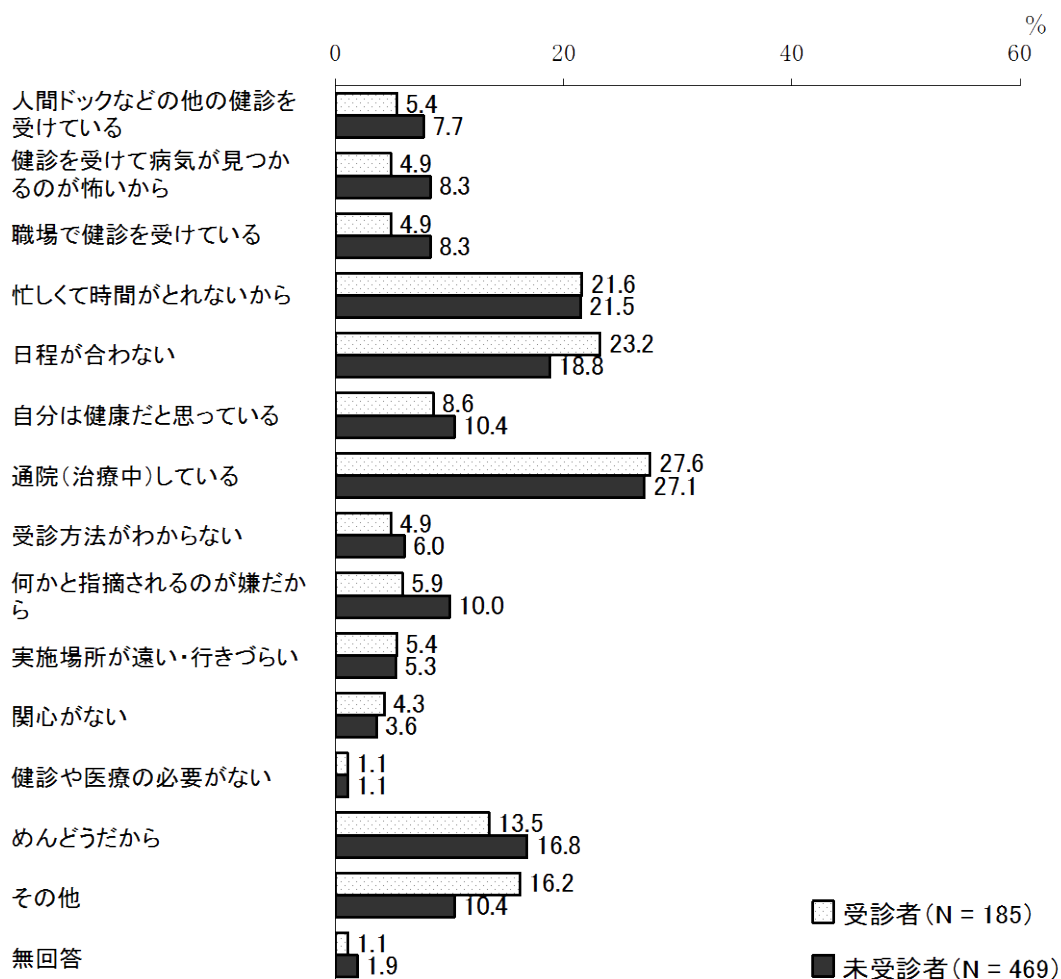
回収数 特定健診受診者 1,469、特定健診未受診者 543

回収率 特定健診受診者 49.0%、特定健診未受診者 18.1%

3. 集計結果および考察



・未受診の理由



特定健診を受けない理由として、受診者では、「通院（治療中）している」の割合が 27.6%と最も高く、次いで「日程が合わない」の割合が 23.2%、「忙しくて時間がとれないから」の割合が 21.6%となっており、未受診者でもほぼ同様の傾向が認められた。

また、対象者の健康意識として、「めんどうだから」と回答した人の割合は、受診者では 13.5%、未受診者では 16.8%であり、「自分は健康だと思っている」と回答した人の割合は受診者では 8.6%、未受診者では 10.4%となっており、大きな差異はみられなかった。

※引用元

本計画中の 第2章 第1節 3 医療費状況 の「年齢階層別主要11疾病医療費・レセプト件数」及び 第2章 第3節 「医療費の結果」に用いたデータは以下のとおり

国民健康保険診療報酬等請求内訳書

平成21年3月～平成24年10月診療分 (一般分及び退職分)

生活習慣病に係る疾病統計データ

平成20年～平成24年 (各年5月診療分)

後発医薬品促進情報データ

平成20年～平成24年 (各年5月診療分)

門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画

大阪府ホームページ

平成22年死亡原因

厚生労働省ホームページ

平成23年大阪府患者数

門真市第2期特定健康診査等実施計画

(平成25年度～29年度)

平成25年3月発行

発行 門真市

〒571-8585

大阪府門真市中町1番1号

編集 門真市 市民部 保険年金課